



近代日本における人口政策構想の一断面(Ⅱ) : アイディアによる政策変容に関する一考察

安田, 理人

(Citation)

国際文化学, 32:155-179

(Issue Date)

2019-03-25

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/81010652>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010652>



近代日本における人口政策構想の一断面(Ⅱ)

—アイディアによる政策変容に関する一考察—

Population Policy in the Early Years : The Case of Modern Japan with the Special Reference to the Policy Change by Ideas (Ⅱ)

安田 理人

YASUDA Rihito

概要

本論文の目的は、福祉国家成立前の日本における、人口政策の変容要因とその動態を明らかにすることである。この目的のために2つの課題を設定した。第1の課題は、近代日本において保健衛生政策ないし人口政策に携わった政策担当者は如何なる遺伝観をもって、政策形成に携わったのかを明らかにすることである。第2の課題は、近代日本における保健衛生政策ないし人口政策の変容要因とその動態を明らかにすることである。以上の課題を達成するために2つの検討を行った。第1の課題を達成するために、国民優生法は如何なる遺伝観に立脚した優生立法であったのかを、一次史料を分析し、各アクターの優生立法構想を検討した。第2の課題を達成するために、政策学習論、アイディアなどの政治学の分析枠組みを用い、厚生省と日本民族衛生協会を主な分析対象として、人口政策の変容要因とその動態を明らかにした。①国民優生法は、ナチス断種法系の系譜を引く優生立法であり、非ナチス断種法系の系譜を引く優生保護法とは断絶し、②優生学がナチス断種法系に立脚した国民優生法という形で制度化したのは、タイミングによるところが大きいということが明らかになった。

キーワード

アイディア、厚生省、政策学習論、日本民族衛生協会、優生学

Ⅰ はじめに

本論文の目的は、福祉国家成立前の日本における、人口政策の変容要因とその動態を明

らかにすることである。

1940 年に成立した国民優生法は、反対派不在と言える程、多数の賛成によって成立した。「憲政常道」を確立し、「人格化されたルール」(升味 1979 : 12-3)と呼ばれた、最後の元老・西園寺公望の懸念の下、1940 年に第 2 次近衛文麿内閣が成立した。いわゆる近衛新体制の下、人口政策確立要綱が発表される。要綱中、「第五 資質増強ノ方策」、「(ト)優生思想ノ普及ヲ図リ、国民優生法ノ強化徹底ヲ期スルコト」(企画院 1941)と明記され、アイディアとしての優生学は、いわば国策の中枢に位置づけられることとなった。

国民優生法の制定に際して、政策学習の対象であった、優生政策先進国の北欧諸国とナチス・ドイツにおいて、「優生学は社会民主主義あるいは労働運動の生産主義的イデオロギーと調和し、ナチズムとの適合以上に福祉的社会民主主義ルター派の諸国とむしろ適合し」、「ナチの人種主義は生産主義以上に人種に優先性を与え、社会民主党の運動は人種以上に生産主義に優先性を与え」(Spektorowski and Ireni-Saban 2014 : 168)、欧州諸国で国家体制を問わず導入された。

本論文では、何故近代日本において優生政策は制度化され、ナチス断種法系(遺伝病限定主義)の系譜を引く立法がなされたのかを、政治学の実証分析を用いて明らかにしていく。

II 先行研究

2.1 現代政治学理論における先行研究の概要と本研究の理論的位置

2.1.1 学習論に関する先行研究

現代政治学では、利益・制度・アイディアと言う分析概念を用いて福祉国家の分析が行われてきた。

利益をもとにして、福祉国家の形成期を分析したものとして権力資源動員論、階級交差連合論などがあげられる。

制度をもとにして、福祉国家の削減期を分析したものとして、歴史的制度論、社会学的制度論、合理的選択理論があげられる。

アイディアは、福祉国家の再編期を分析し、その詳細については後述する。

学習概念は、アイディアが如何なるプロセスを経て、政策形成、政策変容を引き起こすのかを明らかにする導きの糸となる。

本論文における議論の前提として、政策学習論全体の鳥瞰図を示し、本論文の理論的な位置を明示し、先行研究との差異化を行う。

政策学習の分野の全体像を示した Bennett and Howlett の議論は以下の通りである。Bennett and Howlett は政策学習を、学習の主体、学習の客体、学習の影響という 3 要素に着目し、政府学習、教訓導出、社会的学習という 3 つの範疇に分類している。政府学習は、学習の主体は国家官僚であり、学習の客体は政策決定過程と関連があることであり、学習の影響は組織の変容である。教訓導出は、学習の主体が政策ネットワークで、学習の客体は手段であり、学習の影響は計画の変容である。社会的学習は、学習の主体が政策コミュニティであり、学習の客体はアイディアであり、学習の影響はパラダイム・シフトである(Bennett and Howlett 1992 : 289)。

以上に示された Bennett and Howlett の 3 類型の内、政府学習の論者として Etheredge and Short、教訓導出の論者として Rose、社会的学習の論者として Hall があげられる。

Etheredge and Short は政府学習を、知性の成長、効率性の成長という 2 つの基準から定義した(Etheredge and Short 1983 : 42)。

Rose は、教訓導出を「教訓は、他の場所の事業の構想あるいは諸構想についての活動志向の結論としてここにおいて定義される。その設定は別の都市、別の州、別の国家あるいは別の組織自身の過去でありうる。なぜなら政策形成者は活動志向であり、教訓は政府が採用したあるいは採用するかもしれない特別の諸概念に焦点を当てる」(Rose 1991 : 7)と定義し、その具体的形態として、①模倣(Copying)、②適合(Emulation)、③合成(Hybridization)、④統合(Synthesis)、⑤刺激(Inspiration)を提示している(Rose 1991 : 21-2)。

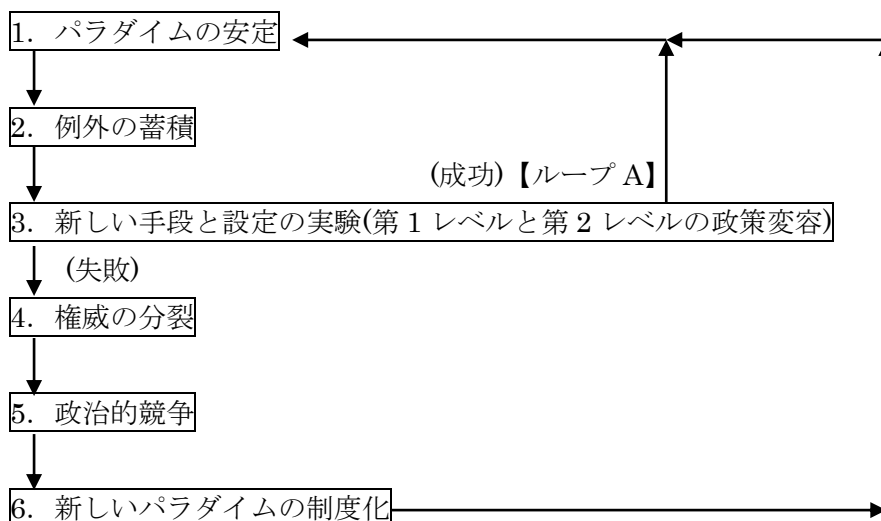
Hall は社会的学習(Social Learning)を提唱し、「過去の経験と新しい情報に応じて政策の目標と手法を調整する慎重な試み」(Hall 1993 : 278)と定義している。Hall の議論は Hecló に代表される従来の社会的学習論とは以下の様な違いがある。第 1 に、パラダイムの移行において重要な役割を演じるのは官僚と政策専門家ではなく、政治家とマスコミであるとした点である。第 2 に、パラダイムの移行は、国家の内側よりも国家の外側で起こるとした点である。Hall は、政策変容について次のように述べている。第 1 レベルの政策変容は政策手段の設定の変容(Hall 1993 : 281)、第 2 レベルの政策変容は政策手段の変容(Hall 1993 : 281-3)、第 3 レベルの政策変容は政策目標の階層の変容である(Hall 1993 : 283-7)。

次に Hall の議論をもとにして、Hall の理論の適用可能性を拡張しつつ、その概念の精緻化を図ったものとして Oliver and Pemberton がある。Oliver and Pemberton は、自身の議論と Hall の議論の差異について、以下の様な説明を行っている。Hall のパラダイム革命を、①パラダイムの安定→②例外の蓄積→③新しい手段と設定の実験(第 1 レベルと第 2 レベルの政策変容)。成功の場合は①へ戻り、この経路をループ A と呼ぶ。失敗の場合→④権威の分裂→⑤政治的競争→⑥新しいパラダイムの制度化(第 3 レベルの政策変容)→①へ戻る、という様に規定している(Oliver and Pemberton 2004 : 417)。

そして自身のパラダイム進化については、①パラダイムの安定→②例外の蓄積→③新しい手段と設定の実験(第 1 レベルと第 2 レベルの政策変容)。成功の場合は①へ戻り、これをループ A と呼ぶ。失敗の場合→④権威の分裂・新しいアイディアの探索・政府の外側での新しいアイディアの発展→⑤新しいアイディアの採用(第 3 レベルの政策学習)→⑥新しい政策枠組みの制度化のための戦い→完全あるいは部分的な拒否の場合→③へ戻り、これをループ B と呼ぶ。容認の場合→⑦新しいパラダイムの制度化(第 3 レベルの政策変容)→①へ戻る、としている(Oliver and Pemberton 2004 : 417)。

図 1

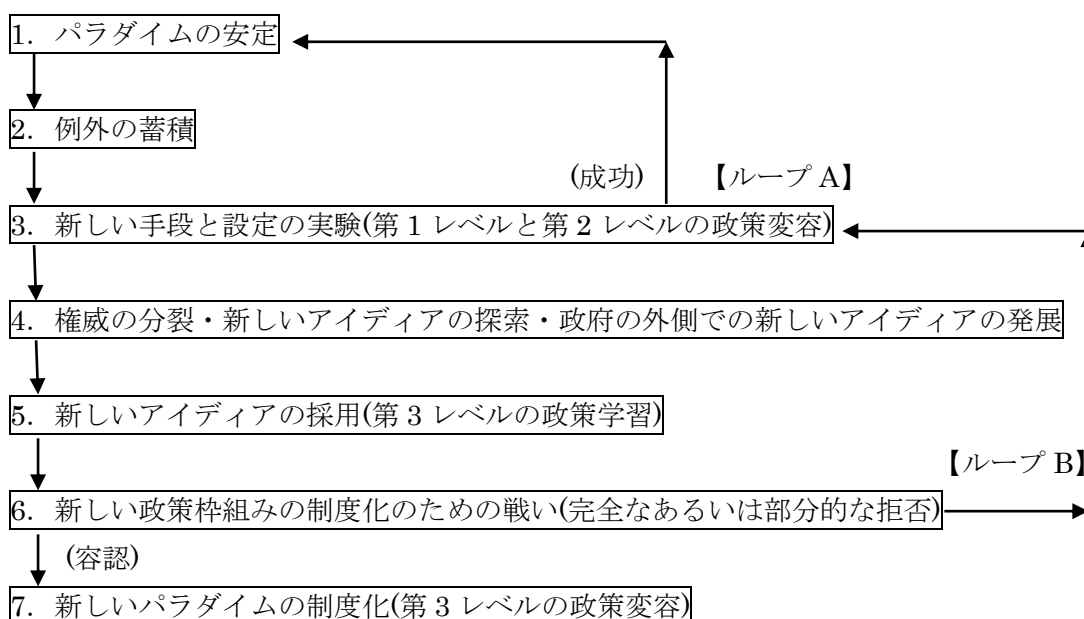
パラダイム革命



出典：Oliver and Pemberton(2004：418)

図 2

パラダイム進化



出典：Oliver and Pemberton(2004：420)

Hall のパラダイム革命との違いは、Oliver and Pemberton では、「⑤新しいアイディアの採用(第 3 レベルの政策学習)」から「⑦新しいパラダイムの制度化(第 3 レベルの政策変容)」に至る前に「⑥新しい政策枠組みの制度化のための戦い」を経る点である。そして新しい政策枠組みが完全ないし部分的に否定された場合は、新しい手段と設定に戻るとしている。また Hall の議論では経済政策においてパラダイム変容が起こる局面で選挙という要因に比較的比重が置かれている。しかし、Oliver and Pemberton の議論では、選挙と言う要因は必要とされず、アイディアと行政においてケインズ革命が起こったとしている。

そして、本研究における研究時期と一部共通する、1930 年代における政策変容過程を次の様に説明している。1930 年代から 1950 年代にかけての、新古典派経済学からケインズ主義経済学への移行は、Hall が予測したような単純な因果的連鎖によってではなく、図 2 で示されているように、ループ A とループ B の一連の複雑な相互作用によって起こった。そして、それは政党間競争と言った政治的競争を伴うことなく、政府の行政機構内部における制度的戦いを伴って起こったのである。新しいパラダイムの制度化のカギとなったのは、戦争の衝撃であった。第 2 次世界大戦は、財務省が経済政策に関するアイディアを抜本的に見直す決定的な要因となった。しかし、その時においてでさえ財務省は生じた変容を導くことができ、新古典派経済学の要素を温存させ、修正されたケインズ主義的政策枠組みを作り出すことができた(Oliver and Pemberton 2004 : 424)。

本論文の分析事例である、人口政策への消極的優生政策の導入を分析する上で、Oliver and Pemberton の分析が適合的であると考えられる。

それは、日本における国民優生法は、Hall が想定したように、一度政府内で採用された後に直線的に成立したのではなく、Oliver and Pemberton が想定したように、「新しい政策枠組みを制度化するための戦いにおける成功のみが、大規模なパラダイム転換を生み出す」(Oliver and Pemberton 2004 : 421)のであり、この制度化の戦いに一時敗北し、制度化が拒否された場合(荒川五郎らの議員立法の不成立)には、ループ B という形で概念化されているように、再度③の新たな政策手段と設定の実験という、第 1 レベルおよび第 2 レベルの政策変容に戻っていくという点に着目するからである(Oliver and Pemberton 2004:417)。

次に日本において優生政策の導入が企図されてから、その実現に至るまでの時間差をどのように説明するのかを検討する。

Frantz and Sato は、何故日米両国で、ハンセン病患者の療養所からの解放に時間差が生じたのかと言う問いを設定し、政策学習の成否を分ける要素として、①問題の性質、②情報の性質、③議論の性質という 3 点を明示して分析を試みた(Frantz and Sato 2005:166-7)。国民優生法の事例において、日本の優生学者は日本民族衛生協会を中心として、海外の優生学者の「科学的共同体」と結合を続け、優生学に関する最新の議論をフォローし続けていたため、②の情報の性質を考えると適合的な議論ではない。1916 年の内務省保健衛生調査会における優生政策の導入の主張から、1940 年の国民優生法の成立までの時間差は、「文脈とそれらが伝える戦略についてのアイディアは時間と共に展開する」(Hay 2002 : 213)ので、アイディアが制度化するために時間を要したと言える。

2.1.2 アイディアに関する先行研究

2.1.2.1 アイディアの果たす機能

アイディアは、①世界観(Goldstein and Keohane 1993 : 8)、②道義的信念(Goldstein and Keohane 1993 : 9)、③因果的信念 (Goldstein and Keohane 1993 : 10) に分類できる。

アイディアが果たす機能は、①ロード・マップ(Goldstein and Keohane 1993 : 13-7)、②フォーカル・ポイント(Goldstein and Keohane 1993 : 17-20)、③制度化(Goldstein and Keohane 1993 : 20-4)である。ロード・マップの機能は、「因果的パターンを規定し、あるいは行為のための倫理的あるいは道徳的動機づけを強いることを提供することによって不

現実性の状況下における行為を導く」(Goldstein and Keohane 1993 : 16)ことである。フォーカル・ポイントの機能は、「特別な平衡解の不在から起こっている調整問題を緩和」(Goldstein and Keohane 1993 : 13)し、「連合のためのフォーカル・ポイントを作り出す」(Goldstein and Keohane 1993 : 20)ことである。制度化の機能は、「アイデアが組織的な計画に影響を持つと、それらの影響は組織における人々のインセンティブに反映され、人々の利益はそれによって報いられる」(Goldstein and Keohane : 1993 : 20)ことである。

Schmidt は、アイデアには、①調節的機能、②コミュニケーション的機能があるとした。調節的機能とは、「政策アクターに、彼らが政策プログラムを共に構築することができ、その利点を共に討議する事ができ、それを共に洗練することができ、その実施を共に同意するようになることができる、共通言語と観念的な枠組みを提供する」(Schmidt 2002 : 230)ことである。コミュニケーション的機能とは、「政治的アクターに、議論と熟考を通じて、調節的な局面で発展させられる政策は必要(認知的機能)であり、適切(規範的機能)であるということを大衆に説得するための手段として役立つ」(Schmidt 2002 : 230)ことである。

Lindvall は、「政策目標に関する専門家のアイデアの影響と政策手段に関する専門家のアイデアの影響との間の区別をほとんどしてこなかった」(Lindvall 2009 : 706)と先行研究を批判した上で、「アイデアは目的に関してよりも手段に関してより強力な影響力を及ぼす」(Lindvall 2009 : 710)と主張している。専門家は政策手段の変更を行いうるが、政策目標の変更を行えないとし、政策目標の変更を行いうるのは政治家であるとしている。

Béland は、アイデアの果たす機能として、①社会問題の知覚に影響力を及ぼす政策パラダイムの具体化、②改革の青写真の詳述、③「改革の必要性」の構築と妥当な政策オプションの関連した正当化を挙げている(Béland 2007 : 134)。

Mandelkern and Shalev は、Lindvall の「専門家は政策目標よりもむしろ政策手段の決定に影響を及ぼす」という主張に賛同しつつ、「目標よりもむしろ手段を再検討することを追求するイニシアティブに言及」し、「政策手段の選択を形成するために、専門家は権力資源の特別な型を最初に所有し、そして成功裏に活用しなければならない」(Mandelkern and Shalev 2010 : 459)と主張した。分析枠組みとしてピエール・ブルデューの権力資源(capitals)を用いて、イスラエルのドル化と安定化を発展させたチームを評価し、サバティエとジェンキンス・スミスの唱導連合の概念を用いて、潜在的に動員されたグループの権力資源を分析している(Mandelkern and Shalev 2010 : 464)。そして、「もし、それらのキャリアーが十分な権力資源を持ち、そして開発し、これらのエージェントの作用が実行可能な機会の窓を供給する政治的環境であるならば、新しいアイデアは影響力を得るという見方を支持する」(Mandelkern and Shalev 2010 : 488)と主張している。

しかし、国民優生法の成立過程を検討すると、Lindvall と Mandelkern and Shalev が指摘したことと事実は逆である。荒川五郎らが提出した「民族優生保護法案」(荒川五郎 1934)は、一度、帝国議会で否決された。その後、最終的に国民優生法として結実したのは、日本民族衛生協会の主要メンバーが厚生省入りした後、政府案として提出された法案である。政治家ではなく、専門家集団が院外で案を作成し、その後に主要メンバーが厚生省入りした後に法案が成立している。さらに、人口政策への消極的優生政策の導入というパラダイム・シフトがなされ、「手段」のみならず「目標」の再検討がなされている。

2.1.2.2 アイディアと制度との関係

次に制度がアイディアに影響を及ぼす局面について言及したものに、Smith の制度フィルターに関する論考である。アイディアがたどる行程には、①成功裏の行程、②部分的な行程、③再文脈化された行程、④分裂させられた行程があるとしている(Smith 2013)。

2.1.2.3 アイディアと利益との関係

アイディアがアクターの利益を規定する事については Blyth が挙げられる。Blyth によるとアイディアには、①構成的役割、②因果的役割があるとした。構成的役割とは、「アイディアが選好に中身を与え、このように行為を説明可能にする」ことであり、因果的役割とは、「アイディアは使用される権力資源として、あるいはエージェントが彼等の目標を達成する事を助ける政治闘争における武器として見られること」である(Blyth 2003 : 702)。構成的役割とはアイディアがアクターの選好を構成することであり、アイディアが利益に影響を及ぼす事例と言える。

2.1.2.4 アイディアが機能するための諸条件

では、如何なる要件を具備した場合に、アイディアが政策目標を変更するのか。Béland and Cox は、アイディアの機能として、連合のマグネットという概念を提唱した。連合のマグネットとは、「利益をフレーミングし、支持者を動員し、連合を建設するためのアイディアの収容能力」(Béland and Cox 2016 : 429)である。連合のマグネットが機能する要件として以下の3点を挙げた。第1点目は、「政策企業家が政策問題を定義するために新しい言語を追求するように、そのアイディアが効果的に巧みに扱われる」(Béland and Cox 2016 : 429)ことである。第2点目は、「アイディアが政策過程において重要なアクターによって取り入れられあるいは促進される」(Béland and Cox 2016 : 429)ことである。重要なアクターとは、「政策決定の権威を持った個人であり、重要なアクターによる認識は、アイディアの正統性を政策討議において権威あるアイディアとして認める」(Béland and Cox 2016 : 429)としている。そして「重要なアクターはそのアイディアを考案した政策企業家でもある」(Béland and Cox : 429)。第3点目は、「アイディアはアクターの知覚された利益あるいは政策選好が以前はお互いに争っているときみなされたアクターを結び付ける。あるいはそのアイディアが特定の争点に以前は関わり合っていなかったアクターの心の中で政策選好を呼び起こしたかもしれない」(Béland and Cox 2016 : 429)としている。

アイディアとしての優生学が、政府内の議論に採用された後、それが制度化(国民優生法の成立)したのは何故かという問いに、Béland and Cox の議論と、後に詳述する Hansen and King の議論を用いる。

2.1.3 本研究の理論的貢献—Oliver and Pemberton モデルとアイディアに関する諸理論の接合—

Oliver and Pemberton モデルは、アイディアを取り巻く環境に如何なる要件が備わればアイディアが制度化されるのかが明確ではなかった(パラダイム進化の第6段階から第7段

階への移行)。そこで本論文では、Oliver and Pemberton モデルと、アイディアに関する諸理論、とりわけ Hansen and King(2001)、Béland and Cox(2016)を接合させ、Oliver and Pemberton モデルの理論的な不備を補うと同時に、日本における優生政策の制度化の分析を行う。

2.2 国民優生法と優生断種法一般に関する先行研究の概要

2.2.1 国民優生法に関する先行研究

国民優生法に関する先行研究には、歴史学の立場から、膨大な史料を発掘して、それを駆使した藤野豊(1993 ; 1998)、科学史の立場から日本における優生学研究の先鞭をつけた鈴木善次(1983)、人口学の立場から人口政策における「人口」の質と言う点に着目した廣嶋清志(1980 ; 1981)、歴史学の立場から優生政策反対論者が張った論陣に着目した野間伸次(1988)、教育史の立場から国民優生法を支えた民族衛生的主張が、戦後の優生保護法下においては後景に退き、施設収容者への「身辺介護」という動機が前景化したと指摘した平田勝政(2004)などがあげられる。本論文の第1の課題である国民優生法が如何なる遺伝観に立脚した優生立法であったのかを問うために、科学史の松原洋子(1997b)に着目する。松原は国民優生法をナチス断種法系、優生保護法を非ナチス断種法系と規定し、この2つの系譜の優生立法の存在と両者の断絶を主張した。ナチス断種法系の特徴は、①純然たる断種法、②「遺伝する虞顕著なるもの」が断種対象、③断種に関する手続き規定(申請権者、同意権者、判定機関など)の具備であり、非ナチス断種法系の特徴は、①断種以外の規定(婚姻禁止法)も含まれる、②刑事政策的目的も含む、③断種に関する手続き規定(申請権者、同意権者、判定機関など)の欠落であるとした(松原 1997b : 43)。その一方で、歴史学の立場から横山尊(2010)は、国民優生法の制定に際して、日本民族衛生協会のメンバーの多くは拡張優生主義(非ナチス断種法系)の優生立法を志向したが、戦略的に遺伝病限定主義(ナチス断種法系)の優生立法を成立させたと主張し、松原の2つの系譜論に反駁した。

2.2.2 優生立法に関する政治学の先行研究

優生断種法について政治学的観点から論じたものに Hansen and King(2001 ; 2013)が挙げられる。

イギリスは単一国家であり、①強力な執政府、②弱い立法院、③人権宣言の欠如、④弱い司法府が存在する(Hansen and King 2001 : 241)。そのため、「社会的アクターから政府は影響を受けづらく、アクセスを享受する人々の権力を拡充し、首相の支配する広範囲にわたる権力が集中する。その結果はダイナミックな政策移行への傾向である」(Hansen and King 2013 : 16)。一方、アメリカ合衆国は連邦国家であり、①弱い執政府、②強力な立法院、③基本的人権宣言に支援された、④強力な司法府が存在する。いわば、多様な拒否点を持ち、どのような大胆な政策革新の戦略も阻止する統治形態であると言えるのである(Hansen and King 2001 : 241)。そのため「アメリカ合衆国において、諸州はこの国家的な弱点から増大させられた政策形成の自律性をしばしば得る」(Hansen and King 2013 : 16)。

Hansen and King は、このようにイギリスとアメリカの政体を分析した上で、何故、イギリスにおいて優生政策は実現せず、アメリカにおいて実現したのかという問いを立てて

いる。その解答として、アイディアが十全に機能する条件下にアメリカの政治状況が置かれていたためであるとしている。それは、アメリカにおいて、①アイディアと利益との間に相乗効果が存在したため、②アクターが必要とされる熱意と制度的な地位を有していたため、③タイミングがアイディアを強化する選好の幅広い布置に貢献したため、という3点を提示している(Hansen and King 2001 : 262)。

2.3 研究方法

本論文は、政治学の理論研究であるとともに、史実実証研究でもある⁽¹⁾。

使用する史料は、内務省刊行物『内務時報』、厚生省刊行物『内務厚生時報』、日本民族衛生協会の学会誌『民族衛生』、日本優生結婚普及会の機関誌『優生』、日本優生学会の機関誌『ユーゼニックス』と『優生学』、日本精神衛生協会の学会誌『脳』などである。

2.4 時代区分

歴史学研究において、戦前、戦後の連続と断絶が大きな焦点になってきた。

戦前と戦後の断絶に着目し、日本ファシズムの無限遡及説を唱えた丸山真男(1964)、丸山を批判して国家主義と日本ファシズム＝超国家主義を峻別した橋川文三(1968)などがあげられる。ファシズム論に関しては、山口定(1979)があげられる。一方、戦中と戦後の連続性に着目した総力戦体制論(山之内ら 1995)、戦前と戦後の連続／断絶という視座を相対化し、1960年代から戦後日本が開始されたとした貫戦史(Gordon 2007)などがあげられる。

本研究の時期区分であるが、Gordon(2007)の貫戦史を参照する。高岡裕之(2011)が指摘する通り、人口問題に関しては「一九五〇年代までの『戦後』社会は、総力戦体制以前の『戦前』社会との連続性がむしろ際立っている」(高岡 2011 : 284)だからである。Gordonは消費生活を主たる分析対象として、近現代日本の時代区分を、1920年代から1960年代を1つの区分とする貫戦史を提唱している。本研究は、戦争による分断を横断して連続性の存在を前景化する(Gordon 2007 : 3)。

III 国民優生法の遺伝観とその決定要因 - 人口政策の変容との関係を中心に -

3.1 本論文における問い

本論文の目的は、福祉国家成立前の日本における、人口政策の変容要因とその動態を明らかにすることである。この目的のために、以下の2つの課題を設定する。

第1の課題は、近代日本において保健衛生政策ないし人口政策に携わった政策担当者は如何なる遺伝観をもって、政策形成過程に携わったのかを明らかにすることである。第2の課題は、近代日本における保健衛生政策ないし人口政策の変容要因とその動態を明らかにすることである。

以上の課題を達成するために、以下の2つの検討を行う。第1の課題を達成するために、国民優生法は如何なる遺伝観に立脚した優生立法であったのかを、各アクターの優生立法構想を検討することによって明らかにする。第2の課題を達成するために、政策学習論、アイディアなどの政治学の分析枠組みを用い、厚生省と日本民族衛生協会を分析対象とし

て、人口政策の変容要因とその動態を明らかにする。

3.2 優生断種法をめぐる遺伝観の相違

3.2.1 吉益脩夫における遺伝病限定主義の生成

本節では、第 1 の課題を達成するために、国民優生法は如何なる遺伝観に立脚した優生立法であったのかを、各アクターの優生立法構想を検討することによって明らかにする。

とりわけ、日本民族衛生協会理事で、精神医学者・犯罪学者であった吉益脩夫の論考に焦点を当てる。吉益は優生政策先進国の北欧諸国、ナチス・ドイツなどの優生立法に関し、精神医学・犯罪学の知見に立脚した体系的な論考を発表していた。吉益の論考は、後の国民優生法の内容と非常に近いものであったことを実証していく。

1930 年、永井潜を中心として日本民族衛生協会が設立された。

日本民族衛生協会のメンバーの多くが、拡張優生主義者であった(横山 2010)。しかし、例外的に吉益脩夫は、遺伝病限定主義に立脚した優生立法を構想していた。

吉益を対象とした先行研究は、吉益の弟子である中田修(1979)による吉益の業績の全体像の提示、吉益の同時代人の回想として岡田靖雄(2001)が挙げられる。

吉益が構想した優生立法の主な特徴は、①優生学的適応、②優生手術の手続き規定の具備、③強制断種手術の否定(任意断種手術の導入)である。吉益の遺伝病限定主義が国民優生法で結実したことにより、近代日本において明確に「遺伝」による生命の選別が行われていた事実を実証してゆく。

3.2.1.1 優生学的適応

「…次にノルウェーの法は断種の適用範囲が非常に廣い。即ち純然たる優生學的適應ばかりではなく社會的經濟的な意味を持って居るところが幾分ある。即ち第三條『精神病及び精神能力の發達に缺陷ある者、將來自己の勞働により自身及び子孫を扶養する能はずと見做すべき根據あるときは後見人の申請により生殖器の手術を受くることを得』とある。之に反してナチスの法律には無論斯かる規定は含まれて居ない。之は『遺傳病子孫防止法』なる標題から推しても明らかなるところである。ノルウェーの如く社會的經濟的適應にまで及ぶことは問題である。種々な弊害があるから優生學的適應のみに限るがよい。此點はナチス其他の國の断種法の方が妥當であると思ふ」(吉益脩夫 1934a : 23)。断種適應の疾患の範囲であるが、「優生學的適應の法律的取扱ひ」について『『精神的又は身體的疾患或は病態』を遺傳する可能性大なるとき」(吉益脩夫 1933-1934 : 57)と定義している。

吉益脩夫はノルウェーとナチス・ドイツの両断種法の比較検討を行い、ノルウェー断種法の断種対象が社会經濟的適應にまで及ぶことを批判している。その上で、吉益はドイツの断種法を例に挙げ、優生断種法の対象を優生学的適応に限定すべきであると主張した。

ここにおいて、吉益は優生断種の対象を優生学的適応としていたことが確認できる。

「…私はやはり現在のところ斯かる社會的適應(soziale Indikation)を除き、斯かる場合に對して他の社會的施設によって之を調節さるる方がよいと思ふ。そして断種法に優生學的適應(eugenis Indikation)を専らとするとところが最善であると思ふ」(吉益脩夫 1933-1934 : 57)。

吉益は、優生立法を行う際には、社会的適応による断種は除外するべきであるとしている。「ベルゲンダールは精神病精神薄弱(癲癇)及び病的な人格(變質者)だけを対象と見做して居る。そして現代の遺傳學は未だ不確實な點があるから承諾を必要とすると云って居る。此草案に於て精神病、精神薄弱及び其他の精神障礙を対象として記載してあるが、私は斯かる名稱を避け更に対象を身體的疾患にまで擴大し、そのみならず、著しい畸型の如きものや精神薄弱の如き持續的狀態をも網羅する名稱を用ひ、之を總て優生學的見地から統一し、『精神的又は身體的疾患或は病態』を遺傳する可能性大なるときと記載し、而して程度を支持するために『重き』と云ふ字を加へることを提議したいと思ふ」(吉益脩夫 1933-1934 : 57)。

吉益は断種対象を優生學的見地から統一することを提唱した。

3.2.1.2 優生手術の手続き規定

吉益は、優生手術の手続き規定について、どのように考えていたのであろうか。

「…合衆国の如き特別な断種法を制定する必要はなく、寧ろ傷害の條項に補足を設け、之により優生學的断種を許すことの方が望ましい。此補足條項なるものは、官廳の指名した二人以上の精神病學的、種族衛生學的素養のある醫師の鑑定により、優生學的に断種の適應を決定せられた場合に、本人、尚必要あれば法定後見人の同意を得て(配偶者あればその同意を要す。)醫師が行ふところの断種の手術は傷害罪を構成しないと云ふ意味を含ませなければならない」(吉益脩夫 1931c : 23)。

1931 年の時点では、吉益は優生断種法を別個立法して、優生手術の可否の判断を行う委員会を新規に設置するのではなく、刑法の傷害罪の条文に補足条項を設け、医師による優生手術を傷害罪の違法性阻却事由とすることを提案している。その上で、行政が指名した精神科医、優生學の素養ある医師の 2 名により優生手術の可否の判断をさせ、本人、法定後見人の同意を得た上で手術を行うべきであると主張していた。

その後、吉益は優生手術の可否の判断主体についての議論を精緻化させていく。

「此『重き』とか『可能性大なるとき』と云ふやうな言葉を具體的に決定するのは鑑定委員會の任務とすべきであると思ふ。ベルゲンダール草案は委員會を設定せず、衛生局にその許可の權能を與ふべきで、單なる行政官廳の獨裁すべきものではないと思ふ」(吉益脩夫 1933-1934 : 57)。

これは後に、国民優生法により規定された、中央優生審査会、地方優生審査会を先取りする主張である。行政組織が優生断種の可否の判断を行うのではなく、新たに設置する専門委員会で判断を行うべきであるとしたのである。

3.2.1.3 強制断種か、任意断種か

多くの先行研究により、国民優生法成立後、強制断種条項(第 6 条手術)が発動されなかった理由について言及されている。その理由であるが、臨床系の精神科医集団による、強制断種手術実施への抵抗の存在があげられている(松原洋子 1998a)。

国民優生法の実施段階に注目した松原洋子の論考とは別に、本論文では、日本民族衛生協会における代表的な遺傳病限定主義者であった吉益脩夫は、優生立法の構想段階で強制

断種／任意断種について如何なる考えを持っていたのかを検討していく。

「種族衛生學的断種は、決して社會防衛の唯一の手段とはなり得ない。…然し、其適應を誤らないときには極めて有効な處分であることは疑ひない。只現今の遺傳學の知識では強制的断種を行ふことは不適當である」(吉益脩夫 1931c : 23)。

吉益は、当時の遺傳學の限界性を踏まえた上で、強制断種を行うことに反対している。

「断種の申請は當人の他に、後見人、親權者、榮造物の長によつてなすことが出来るやうになつて居る。然し、若し未成年者又は禁治産者が申請したときには親權者や後見人や配偶者の意向を聴かなければならない。其他周密な考慮を拂ひ、強制的断種とならないやうに注意して居る。…却説、被手術者が断種を拒絶したときは、どうであるかと云ふに、一九二九年の草案では明かに出来ないが、ベルゲンダール草案には之が説明されて居ない。然し起草者は威嚇する(abschrecken)ことを欲しなかった。氏は茲に何等強制はないと云つて居る。ミツテルマイヤー(W.Mittermeier)は之を批評して此點疑いの餘地のないことはないやうに思はれると云つて居る。兎に角、起草者は拒絶の場合には手術の行はれないことが出来ると思へて居るが、その場合には榮造物に収容しなければならないと云つて居る。…スウェーデン新草案は缺點もあるけれども、細かい點を周到に考慮されて、穩健なものであるから、相當世界の注目を惹くものであると思ふ」(吉益脩夫 1933-1934 : 58)。

吉益はスウェーデン断種法草案が強制断種を避けるため細かい手続き規定を定めていることを評価している。先に述べた通り、松原は、国民優生法成立後に強制断種規定が発動されなかった理由を、臨床系精神科医集團の抵抗のためであると主張した(松原洋子 1998a)。

本論文が先行研究に付け加えることは、吉益脩夫が遺傳病限定主義の優生立法を構想したという事実である。その特徴は、①優生學的適應、②優生断種手術の手続き規定の具備、③強制断種手術の否定である。

優生政策が制度化される際に、吉益が構想した遺傳病限定主義を後押しした政治學的要因については、次節で述べる。

3.3 国民優生法の遺傳觀とその決定要因

本節では、第2の課題を達成するために、政策學習論、アイディアなどの政治學の分析枠組みを用い、厚生省及び日本民族衛生協會を分析対象として、人口政策の変容要因とその動態を明らかにする。

3.3.1 日本民族衛生協會の「啓蒙」運動

1916年、永井潜は内務省保健衛生調査会で優生部会の設立を主張したが、賛同を得られず失敗した(保健衛生調査会 1917 : 34=2000 : 271)。永井はなお優生政策樹立のため活動を継続し、1921年度に内務省保健衛生調査会で「優生學及優境學と結核問題」について調査事項とされた(保健衛生調査会 1924 : 23-4)ことに続き、1930年3月、内務省保健衛生調査会で、「民族衛生に関する特別委員会」が設置されるまでに至った(厚生省医務局 1955 : 348)。このように、一度、アイディア(優生學)が優生政策という形で制度化されると、「それらの影響は組織における人々のインセンティブに反映され、人々の利益はそれによって報いられる」(Goldstein and Keohane 1993 : 20)ため、その後、優生政策は急速に發展す

ることとなった。そして、Oliver and Pemberton が言うところの、「5. 新しいアイディアの採用(第3レベルの政策学習)」(Oliver and Pemberton 2004: 420)の段階に差し掛かったと言える。優生学の大家・啓蒙家である永井の本領が発揮されたのが、1930年の日本民族衛生学会(後の日本民族衛生協会)(1935,「本會記事」『民族衛生』4(5・6): 188)の設立である。日本民族衛生協会とは別の組織であり、既に存在していた雑誌『優生学』の主要執筆陣は、「民族衛生学会の主要メンバーや厚生省の技術官僚など優生学の国策化の担い手が含まれ」ており、1920年代には優生学を奉じる「人材を輩出する地盤」(横山尊 2015: 148)が存在しており、漸進的に連合形成がなされていたと言える。そのような経緯もあり、アイディアとしての優生学の下、日本民族衛生協会に医学・法学・遺伝学など複数の分野に及ぶ専門家集団の連合形成(Goldstein and Keohane 1993: 12-3)が行われていた。

日本民族衛生協会は、次のような学会活動を展開していた。

1931年10月11日、日本民族衛生学会第一回学術大会(1931,「日本民族衛生学会第一回学術大会」『民族衛生』1(4): 113-5.)が行われたことを皮切りに、1932年11月20日に日本民族衛生学会第二回学術大会(東大医学部新館大講堂)(1932,「日本民族衛生学会第2回学術大会」『民族衛生』2(4): 83)が催され、精力的に学会活動が展開された。

会の活動として優生結婚相談所(1933年6月20日から、日本橋白木屋デパート6階で開催)が設置された(1933,「本会付属優生結婚相談所開始」『民族衛生』2(6): 87-9.)。

1933年11月4日から12月17日まで、日本民族衛生学会と日本赤十字社主催で、「結婚衛生展覧會」が「東京市芝區芝公園第五號地赤十字博物館」で行われた(1933,「結婚衛生展覧會の開催」『民族衛生』3(1): 74-5)。

日本民族衛生協会には、多くの地方支部が誕生し、学術、啓蒙活動が展開された。

1933年5月6日、「民族衛生學會廣島支部發會式及び記念講演會」が、広島市医師会館で行われた(1933,「民族衛生學會廣島支部發會式及び記念講演」『民族衛生』2(6): 89-91.)。

1933年5月10日には愛知県支部が設立され、名古屋市議事堂で「日本民族衛生學會愛知支部發會式並彙報」が行われた(1933,「日本民族衛生学会愛知支部發會式並彙報」『民族衛生』3(1): 75.)。

以上に挙げた様な会の活動は、Oliver and Pemberton が指摘した通り、アイディア(優生学)は政府の外側で、発展したということができる。

3.3.2 人口政策の政策変容—日中戦争の勃発と過剰人口問題の「解決」

3.3.2.1 優生学者と内務省の連合形成

日本民族衛生協会が中心となり構想した優生断種法が、現実に立法化に至る契機は、日本民族衛生協会の成案を議員立法で成立させるのではなく、あらかじめ政府当局と案をすり合わせた上で、政府案として帝国議会での成立を図ろうとしたことである。

「本會では、豫て断種法案制定小委員會を組織して其研究を進め、成案を得たので、代議士八木逸郎氏の賛助を求めて、昨年(1932)の議會に提出せんとしたのであったが、八木代議士の適切な注意もあり、先づ政府當局と協議を遂げ、政府案として提出する方が、該法案の實施を實現する上に有利なりとのことで五月三十日に同代議士が主人役となられて、芝區晚翠軒に協議會を開催せられ、内務省よりは大島衛生局長外四課長の出席あり、本會より

は、永井・加用・吉益三氏が列席し、極めて遠慮ない打ち解けた會合が行はれた」(1924, 「斷種法協議會」『民族衛生』3(4・5): 89)。

政府当局と共同で優生断種法を策定して成立を図ると言う戦略転換により、アイディアとしての優生学は、「連合のマグネット」すなわち「利益をフレーミングし、支持者を動員し、連合を建設するために政策企業家によって戦略的に使用され、個人と集団の多様性に訴えるためのアイディアの収容能力」(Béland and Cox 2016: 429)として機能することとなった。永井潜という卓越した「政策企業家が政策問題を提議するために新しい言語を追求するように、そのアイディアは効果的に巧みに扱われ」(Béland and Cox 2016: 429)、「アイディアが政策過程において」内務省という「重要なアクターによって取り入れられあるいは促進され」(Béland and Cox 2016: 429)、「アイディアはアクターの知覚された利益あるいは政策選好が以前はお互いに争っている」とみなされたアクターを結び付ける。あるいはそのアイディアが特定の争点に以前は関り合っていなかったアクターの心の中で政策選好を呼び起こした」(Béland and Cox 2016: 429)と言う事ができる。

3.3.2.2 厚生省の設立と優生学者の厚生省入り

壮丁体位低下問題に端を発し、1937年に保健社会省設置構想(1937, 「保健社会省の新設に就て」『内務時報』2(8): 10-6.)が打ち出され、1938年1月11日に厚生省が設立された(1938, 「厚生省の設置」『内務時報』3(1): 20-4.)。

厚生省設立当初、優生政策は予防局優生課が所管する事項であった。予防局優生課の分掌は、「民族衛生ニ關スル事項」、「精神病ニ關スル事項」、「慢性中毒ニ關スル事項」「脚気、癌其ノ他慢性病ニ關スル事項」(1938, 「厚生省の設置」『内務時報』3(1): 22.)であった。

1938年4月22日、厚生省予防局内で民族衛生協議会第一回が開催された(1938, 「厚生省の断種法審議」『優生』3(3): 9)。会の議題は、「斷種法實施の可否如何」、「實施する場合の方法如何」で、三宅鑛一(精神医学者・遺伝学者・東大医学部名誉教授)、内村祐之(東大医学部)、田宮猛雄、福田邦三、植松七九郎、川上理一、古屋芳雄、吉益脩夫、小野清一郎、木村亀二、松阪広政(司法省刑事局長)、正木亮(大審院検事)、神林浩(陸軍省衛生課長)、木津中佐(海軍)らが参加した。この第1回目の民族衛生協議会では、断種法実施について賛否が分かれて結論が出せなかった。

古屋芳雄、吉益脩夫など日本民族衛生協会の主要メンバーが厚生省入りしたことで、Hansen and King が論及した通り、アイディアが政策に転換される条件である、①アイディアと利益との間に相乗効果が存在する時、②アクターが必要とされる熱意と制度的な地位を有する時、という条件が満たされたと言える(Hansen and King 2001: 239)。つまり、①政府が人口政策の政策変容のために優生政策の導入を利益と把握し、②優生政策の樹立を目指した日本民族衛生協会のメンバーが厚生省内にポストを得たことから、以上のことが言えるのである。このように、アイディアとしての優生学は、永井潜という政策企業家により「政策問題を定義するために新しい言語を追求するように、そのアイディアは効果的に巧みに扱われ」、厚生省という「政策過程において重要なアクターによって取り入れられあるいは促進され」、精神医学者、法学者、司法省、大審院、陸海軍と言う「利益あるいは政策選好が以前はお互いに争っている」とみなされたアクターを結び付け、「連合のマグ

ネット」としての役割を果たしたと判断できる(Béland and Cox 2016 : 429)。

1938年6月18日、民族衛生協議会第二回目が開催された(厚生省予防局 1938a : 66)。

出席者は、三宅鑛一(名誉教授)、吉益脩夫(講師)、田宮猛雄(教授)、内村祐之(教授)、小野清一郎(教授)、福田邦三(教授)、植松七九郎(教授)、川上理一(助教授)、齋藤玉男(教授)、古屋芳雄(教授)、木村亀二(教授)、永井潜(教授)、正木亮(大審院検事)、松阪廣政(司法省刑事局長)、神林浩(陸軍衛生課長)、木津盈之助(海軍医務局長)らであった。

1938年11月16日、民族衛生研究会が設立された(厚生省予防局 1938c : 48-9)。民族衛生研究会は国民優生法成立前に、多くの出版物を刊行し、そこから国民優生法成立に関った重要なアクターの遺伝観や、国民優生法が立脚した遺伝観を確認することが出来る。

1938年12月17日に行われた民族衛生研究座談会から、民族衛生研究会のメンバーの遺伝観と優生政策構想を確認することが出来る。

正木亮(大審院検事)は、人口減少問題を抱え、また日中戦争が勃発した今、非遺伝性疾患への断種は、兵力供給の妨げとなるため行うべきではないと主張した(安部ほか 1939 : 17-9 = 2002 : 320-1)。日中戦争の勃発により兵力供給が急務となった「タイミング」が、遺伝病限定主義という「アイディアを強化する選好の幅広い分布に貢献した」(Hansen and King 2001 : 262)ために、正木をして遺伝病限定主義に立脚した優生断種法を構想させ、優生断種の対象範囲の確定に影響を及ぼしたことが確認できる。

1938年2月の『優生断種法に就て』では、「我國に於いても勿論優生目的に主眼を置く可きではあるが實際には、経済的精神的に其の家族の重荷を救ひ社會の負担を軽減し、犯罪を予防する等幾多の利益が同時に期待される事は言ふ迄もない」(民族衛生研究会 1939a : 5 = 2002 : 309)と述べられている。優生断種法に優生目的のみならず、刑事政策的目的、社会的適応も付与されていたのである。

3.3.2.3 国民優生法成立前の実施準備

日本民族衛生協会の主要メンバーが厚生省入りした事により、優生断種法の成立は、政府にとって既定路線となったことが、次の施策から確認できる。

1939年、優生断種制度準備打合会で、優生断種法成立後を見越した実施の前準備として、調査費2万円の予算を付け、「精神病患者の家系調査」と「精神薄弱者の調査及び一定地域別の全住民の精神保健調査」を行う事を計画した(厚生省予防局 1939a : 28-9)。

1939年5月20日、厚生省発予第42号(「精神病患者家系調査ニ關スル件」)が出された。その目的は「一 優生断種制度実施ノ資料トシテ行フモノナルコト」で、対象が「精神病患者中遺傳アルモノ」と、「調査ハ全国ノ精神病患者中三千家系」と、「精神病院在院患者ト私宅監置患者中ヨリ半數宛選ブコト」とされた(厚生省予防局長 1939b : 106)。

1939年7月17日から21日にかけて、全国府県の衛生官吏を対象として、民族衛生短期講習会が行われた(厚生省予防局 1939d : 41-2)。

国民優生法の成立前より、その実施の前提条件となる、家系調査、地域ごとの健康調査、実務家向けの研修が行われており、国民優生法の成立と実施は既定路線とみなされていた。

1939年11月、「民族優生制度案要綱に就て(附民族優生方策)」が発表されている。

「民族優生方策は一方に於て積極的に優秀又は健全なる人口の増加を圖ると共に、他方

に於て消極的に劣悪なる素質を有する者の数の増加を極力防止し、以て國民全體の平均素質を向上せしめることである。本制度に於ては此の民族優生方策の中即ち劣悪なる遺傳的素質を有する者を防遏すると云ふ消極的方策を目的として居るのである」(民族衛生研究会 1939b : 19)。「社會的又は社會政策的目的に依つて行はるる場合にも其の適法性を主張する人もあるが、國策上積極的人口増殖の極めて必要とさるる現下に於ては勿論かかる斷種は原則として許さるべきものではないのであつて、本要綱に於ても明かに之を禁止する規定を設けて居る」(民族衛生研究会 1939b : 20)。「刑事政策的目的に依つて斷種を認めて居る外國立法例もあるが、犯罪の遺傳に付て未だ研究の不十分なるものもあり、又其の效果に付ても研究の要すべきものがあるので本要綱に於ては之を除外して居る」(民族衛生研究会 1939b : 20)。人口政策に消極的優生政策を導入することが明言されていることに加え、人口増加政策を遂行する必要がある現在において、社会政策的斷種は行うべきではないとしている。日中戦争の勃発により兵力供給が急務となったという「タイミング」が、遺伝病限定主義という吉益の「アイディアを強化する選好の幅広い布置に貢献したこと」(Hansen and king 2001 : 262)、「犯罪の遺傳」の研究の不十分さと言う 2 つの理由のため、優生斷種法の目的から、社会的目的、社会政策的斷種の法定化が留保され、刑事政策的目的も除外され、優生政策の対象拡大が一定程度防がれたと言う事が出来る。

3.3.3 国民優生法成立を目指す諸勢力の動きとその連合形成

3.3.3.1 諸勢力の動きと連合形成

政府内の優生政策実施への動きは、厚生省以外のアクターからも確認することが出来る。

1930 年、安達謙蔵内相が、ロックフェラー財団から寄付を受けたことがきっかけとなり、1934 年に公衆衛生院が設立された。組織構成は、「生理衛生部」、「衛生統計部」、「疫学部」、「衛生獣医学部」、「小児衛生部」、「産業衛生部」、「建築衛生部」、「衛生工学部」であった。優生政策を担当したのは「衛生統計部」であり、「尚優生學或は民族衛生學は、専ら衛生統計學的方法によって、之が講究を行ふものであるので、本院に於ては之を衛生統計部に包含する」(厚生省公衆衛生院 1938 : 26-31)とされていた。

1938 年 4 月 28 日、日本學術振興会が優生遺傳研究会(5 カ年計画、予算 7 万円)を設置した(1938, 「學術振興会の優生研究」『優生』3(3) : 9-10.)。委員長に三宅鑛一が就任し、委員には、高野六郎(厚生省予防局長)、正木亮(大審院検事)、古屋芳雄(金沢医大教授)、川上理一(慶大教授)、和田豊種(阪大教授)、内村祐之(東大教授)、吉益脩夫(東大脳研究所)らが内定した。協議事項は、「一、人口の質的及量的變動に関する優生學的研究」、「二、本邦に於ける悪質遺傳病」、「三、犯罪者、低能者の遺傳體質學的研究」、「四、アルコールによる變質關係の調査研究」などであった。

精神医学界においても、優生斷種法制定に向けての動きが開始された。

1938 年 6 月 29 日、高野六郎厚生省予防局長と松原久人厚生省衛生課長の参加の下、第 1 回全国公立精神病院長會議が、厚生省第 1 會議室で行われた。

「斷種法に就て」では、「斷種法の問題であるが、結核、遺傳が確實濃厚な場合に限り、本人又は家族の申請に依つて、斷種を行ひ得る様に法律を制定されるのは、極めて望ましい事であるとの意見の一致を見た」とされた(厚生省予防局 1938b : 66-7)。

翌日6月30日、第七回日本精神病院協会総会が厚生省第二会議室で開催された。「全国七十九院の公立及代用精神病院の代表者が出席」し、「斷種法の問題が熱心に論ぜられ、二十五人の特別委員に其の調査を委任」され、「其の大體の空気は穩當適切な斷種法の制定を希望して居る」という様子を伝えている(厚生省予防局 1938b : 67)。

1939年11月20日、日本精神病院協会第八回総会が開催された。会長に高野六郎(厚生省予防局長)、副会長に床次徳二(厚生省予防局優生課長)と内村祐之(東京帝大教授)が就任した。優生斷種政策に関する「議事」であるが、内村祐之の委員長から、「六、委員附託『斷種法制定に關する件』」の報告がなされた(1939,「日本精神病院協会第八回総会」『内務厚生時報』4(12):16.)。「答申案」として、「四、精神病者の發生防止、(イ)、斷種制度其他優生制度の確立」、「六、法規の改正及制定(ロ)、斷種法及優生結婚法其他民族優生制度の制定促進」が答申された(1939,「日本精神病院協定第八回総会」『内務厚生時報』4(12):17.)。

1939年11月21日、高野六郎(厚生省予防局長)と七公立精神病院長(東京、愛知、大阪、兵庫、福岡、鹿児島、神奈川)の参加で、公立精神病院長会議が開催された。「協議事項」は、「民族優生制度に就て」であった(1939,「公立精神病院長会議」『内務厚生時報』4(12):17.)。

陸軍内でも、優生学への関心が高まり始めた。高岡(2011)が述べた通り、陸軍内で壮丁体位低下問題の議論がなされ始めた。厚生省体力局による「国民體力管理制度に就て」で、「…近年最も憂慮すべき事實として、徴兵検査に於ける壮丁體格の低下が識者の間に非常なる關心を惹き」、「國力の根幹たる人的資源の充實」が提唱された(厚生省体力局 1938:16)。

人口政策の分野では、1939年、厚生省社会局「我が国現下の人口問題」に、満州事変後の戦時体制の構築のため、「過剰人口問題」が「解決」され、人口政策の目的が労働力不足の解決へと移行し、政策変容の契機となった背景が確認できる(厚生省社会局 1939:53-4)。

3.3.3.2 民族優生制度案要綱に就て

1939年、厚生省予防局「民族優生制度案要綱に就て」が発表された。その目的は「人口政策の消極的方策中優良又は健全者の減少防止と劣悪者増加防止を狙ったもので」(厚生省予防局 1939f:14)、対象は「①遺傳性精神病、②遺傳性精神薄弱、③強度且惡質なる遺傳性病的性格、④強度且惡質なる遺傳性身體疾患、⑤強度なる遺傳性畸形」(厚生省予防局 1939f:15)であった。

ただし、「其の他犯罪防止の目的を以て特定の犯罪を犯した者に實施する場合、又は國家經濟の節約を目的として實施する例あるも、此等は民族優生目的の斷種に多くは包含せられ又は其の結果として此等の目的も併せ達成せらるること多きを以て、此等の目的を單獨に主目的と爲すことは現在に於ては適當でない」(厚生省予防局 1939f:14-5)という留保がなされ、刑事政策的目的、「國家經濟の節約」を目的とした斷種は、現時点では行わないとしつつも、将来の實施には含みを持たせる内容であった。

3.3.3.3 国民優生法成立後の制度趣旨について

国民優生法成立後、1940年に発表された「国民優生法に就いて」では、人口問題の焦点が過剰人口問題から人口減少問題へとシフトし、日中戦争の勃発により人口減少問題が頂点に達したという認識が示されていた(厚生省予防局 1940a:25)。日中戦争の勃発という

「タイミング」(Hansen and King 2001 : 262)により、人口政策に優生政策が組み込まれる一要因となった。さらに、国民優生法が立脚する遺伝観が、兵力供給の必要性から、拡張優生主義が抑え込まれ、遺伝病限定主義にシフトしたという事が出来る。加えて、人口増加政策のために、「優良又は健全なる素質を有する者」が産児調節などの不妊手術や処置を受ける事が禁止された(厚生省予防局 1940a : 28)。

3.4 結論

本論文の第1の課題は、近代日本において保健衛生政策ないし人口政策に携わった政策担当者は、如何なる遺伝観を持って、政策形成過程に携わったのかを明らかにすることであった。この課題を達成するために、国民優生法は如何なる遺伝観に立脚した優生立法であったのかを、各アクターの優生立法構想の検討を通じて明らかにした。

遺伝病限定主義に立脚した国民優生法のプロト・タイプは、日本民族衛生協会のメンバーにして、精神医学者・犯罪学者であった吉益脩夫の論考に確認することが出来た。吉益の優生断種法に関する主張の要点は、(1)優生学的適応(社会的適応の除外)、(2)優生手術の手続き規定の整備、(3)強制断種への反対と任意断種の導入、などである。

横山が言うように、国民優生法に見られる遺伝病限定主義は、断種法反対派の説得のために動員されたという側面は、日本民族衛生協会内における拡張優生主義者については妥当するだろう。しかし、拡張優生主義者が多数を占める日本民族衛生協会で、遺伝病限定主義の系譜を引く優生断種法が立案されたのは、北欧諸国およびナチス・ドイツなどの優生政策先進国の優生立法に批判的検討を加えつつ自説を展開することが出来た数少ない優生学者であった吉益の力が大きかったと言う事ができる。

また、日中戦争の勃発で兵力供給が急務となった「タイミング」が、吉益の遺伝病限定主義という「アイディアを強化する選好の幅広い布置に貢献した」(Hansen and King 2001 : 262)影響で、優生断種法の目的から刑事政策的目的が除外され、断種対象から非遺伝性疾患が除かれ、断種対象が遺伝病に限定され、遺伝病限定主義に立脚した優生断種法、すなわち国民優生法が成立したのである。

第2の課題は、近代日本における保健衛生政策ないし人口政策の変容要因とその動態を明らかにすることであった。この課題を達成するために、政策学習論、アイディアなどの政治学の分析枠組みを用い、厚生省および日本民族衛生協会を主たる分析対象として、人口政策の変容要因とその動態を検討した。Oliver and Pemberton モデルを基に、次の7つの時期に区分する事が出来た。(1)パラダイムの安定と(2)例外の蓄積(ー1915年)、(3)新しい手段と設定の実験(1916年ー1920年)、(4)権威の分裂・新しいアイディアの探索・政府の外側での新しいアイディアの発展(1921年ー)、(5)新しいアイディアの採用(第3レベルの政策学習)(1921年ー1930年)、(6)新しい政策枠組みの制度化のための戦い(1931年ー1939年)、(7)新しい政策アイディアの制度化(第3レベルの政策変容)(1940年ー1947年)である。

(1)パラダイムの安定と(2)例外の蓄積の時期の特徴は、人口政策に人口の質(優生政策)についての顧慮は基本的には見られず、人口の量が専ら政策論議の焦点であったことである。保健衛生政策では、急性伝染病の鎮圧と慢性疾患に対する問題関心が浮上しつつあった。(3)新しい手段の設定と実施の時期(1916年ー1920年)の特徴は、前景としての急性疾患の猛威

と、後景としての慢性疾患の存在である。1900年に制定された精神病者監護法で、私宅監置の合法化がなされた。精神科病院の絶対的な不足という状況下で、多くの患者が精神科医療の埒外であった。精神病院法(1919年)の成立により、府県立精神病院の増設を図ろうとしたが、予算不足のためその目的は果たされないままであった。(4)権威の分裂・新しいアイディアの探索・政府の外側での新しいアイディアの発展の時期(1921年-)の特徴は、雑誌『文化生活』、『優生学』、『優生』などの雑誌媒体が、市民社会へ優生学の普及を行った事である。この時期は、次に述べる新しいアイディアの採用の時期、新しい政策枠組みの制度化のための戦いの時期も含む。(5)新しいアイディアの採用(第3レベルの政策学習)(1921年-1930年)の時期の特徴は、保健衛生調査会が優生学に関する調査を開始(1921年)し、民族衛生に関する特別委員会の設置(1930年)を行ったことである。(6)新しい政策枠組みの制度化のための戦い(1931年-1939年)の時期の特徴は次の通りである。先行研究である横山(2010)が指摘した通り、日本民族衛生協会のメンバーの多くは、確かに拡張優生主義に立脚した優生断種法構想を抱いていた。しかし、少数派ながら遺伝病限定主義に立脚した優生断種法を構想していた吉益脩夫は、北欧諸国、ナチス・ドイツなどの優生政策先進国の優生立法を批判的に検討した上で、自身の優生政策構想を展開した。吉益の議論は、優生断種の対象のみならず、優生手術の手続き規定、強制断種手術の否定など多岐に渡り、後の国民優生法とほぼ同じ内容のものであった。国民優生法は少数派ながら吉益に代表される遺伝病限定主義の系譜を引くものであった。また、日中戦争の勃発により兵力供給が急務になったという「タイミング」が、吉益の遺伝病限定主義という「アイディアを強化する選好の幅広い布置に貢献した」(Hansen and King 2001: 262)ため、拡張優生主義を一定程度抑え込み、遺伝病限定主義に立脚した国民優生法を成立させた。(7)新しい政策アイディアの制度化(第3レベルの政策変容)(1940年-1947年)の時期の特徴は、1940年に国民優生法が成立し、優生断種手術が実行に移されたが、断種手術数は当初予定された数よりも遥かに少なかったことである。先行研究である松原(1998a)が指摘した通り、臨床系精神科医集団の抵抗により、優生断種手術数の抑制と強制断種手術(第6条手術)の事実上の凍結がなされた。

本論文が新たに付け加える知見は次の通りである。国民優生法成立以前から、遺伝病限定主義の優生断種立法を構想していた吉益脩夫は、断種対象を優生学的適応に限定し、断種手術の手続き規定について詳細な議論を展開し、強制断種手術が不必要であるとの論陣を張った。国民優生法は、その実施段階で臨床系精神科医集団の抵抗に規定されたことに加え、国民優生法の成立以前の段階から、吉益脩夫にみられる遺伝病限定主義の系譜が存在し、さらに日中戦争の勃発により兵力供給の必要性が生じたという「タイミング」が、吉益の遺伝病限定主義と言う「アイディアを強化する選好の幅広い布置に貢献した」(Hansen and King 2001: 262)ことに、大きく規定された。

Gordonの貫戦史を参照すると、近代日本における優生政策は、戦前と戦後を通じて一貫して拡大しつつも、優生断種法の系譜は、国民優生法が立脚したナチス断種法系から、優生保護法が立脚した非ナチス断種法系へと、遺伝観が移行したと結論付けることが出来る。

(神戸大学国際文化学研究科博士後期課程)

注

- ¹⁾ 本研究は、史料を用いた史実研究の側面も持つため、現在では倫理的観点から問題のある表現も、歴史的文脈を考慮してそのまま引用した。また、一次史料の忠実な引用と言う観点から、旧字体は新字体に改めず、仮名遣いについても原文に従った。

史料

- 安部磯雄・八木逸郎・高野六郎・松原久人・勝俣稔・林春雄・川上理一・古瀬安俊・三宅 鉦一・正木亮・米沢常道, 1939,『民族衛生研究座談会速記録』民族衛生研究会(=2002,『性と生殖の人権問題資料集成第26巻』不二出版:316-25.).
- 荒川五郎, 1934,「民族優生保護法案」(国立国会図書館憲政資料室所蔵,「荒川五郎関係文書」).
- 企画院, 1941,「人口政策確立要綱(閣議決定)」(=2002,『性と生殖の人権問題資料集成第20巻』不二出版:114-6.).
- 厚生省医務局, 1955,『医制八十年』印刷局朝陽会.
- 厚生省衛生局, 1938,「地方衛生技術官事務打合会」『内務厚生時報』3(7):68.
- , 1939,「地方衛生技術官事務打合会」『内務厚生時報』4(7):93-6.
- 厚生省公衆衛生院, 1938,『内務厚生時報』3(11):26-31.
- 厚生省社会局, 1938,「第二回人口問題全国協議会」『内務厚生時報』3(12):50-1.
- , 1939,「我が国現下の人口問題」『内務厚生時報』4(7):53-60.
- 厚生省人口問題研究所, 1939,「人口問題研究所の概要」『内務厚生時報』4(9):27-9.
- 厚生省体力局, 1938,「国民体力管理制度に就て」『内務厚生時報』3(7):15-8.
- 厚生省予防局, 1938a,「民族衛生協議会」『内務厚生時報』3(7):66.
- , 1938b,「公立精神病院長会議」『内務厚生時報』3(7):66-7.
- , 1938c,「民族衛生研究会の創立」『内務厚生時報』3(12):48-9.
- , 1939a,「優生断種制度準備調査打合会」『内務厚生時報』4(5):28-9.
- , 1939b,「厚生省発予第四十二号(精神病者家系調査ニ關スル件)」『内務厚生時報』4(6):106-7.
- , 1939c,「癲予防事業の現状」『内務厚生時報』4(7):60-4.
- , 1939d,「民族衛生短期講習会」『内務厚生時報』4(8):41-2.
- , 1939e,「優生結婚座談会」『内務厚生時報』4(10):30-2.
- , 1939f,「民族優生制度案要綱に就て」『内務厚生時報』4(11):12-8.
- , 1940a,「国民優生法に就て」『内務厚生時報』5(4):24-9.
- , 1940b,「国民優生法實施に關する協議會講演会」『内務厚生時報』5(10):31-2.
- 古屋芳雄, 1970,『老学究の手帖から』日本家族計画協会.
- 高野六郎, 1937,『衛生読本』日本評論.
- 日本學術振興會, 1937,「国民体力管理法制定の建議」『學術振興』4:14.
- 日本學術振興會国民体力考查會優生學部委員會, 1937,「保健社会省の優生學的機構設置に關する建議」『優生』2(6・7):18-20.
- 保健衛生調査會, 1917,『保健衛生調査會第一回報告書』保健衛生調査會(=2000,『性と生

殖の人権問題資料集成第16巻』不二出版：262-93).

- , 1924, 『保健衛生調査会第七、八回報告書』保健衛生調査会.
- , 1931, 『保健衛生調査会第十五回報告書』保健衛生調査会.
- 松原久人, 1938, 『優生断種法トハ何カ』民族衛生研究会(=2002, 『性と生殖の人権問題資料集成第26巻』不二出版：277-88.).
- 民族衛生研究会, 1939a, 『優生断種法に就て』民族衛生研究会(=2002, 『性と生殖の人権問題資料集成第26巻』不二出版：308-15.).
- , 1939b, 『民族優生制度案要綱に就て(附民族優生方策)』民族衛生研究会(=2002, 『性と生殖の人権問題資料集成第26巻』不二出版：368-77.).
- 吉益脩夫, 1930a, 「刑と教育」『脳』4(6)：19-28.
- , 1930b, 「社会防衛としての断種の問題(一)」『脳』4(10)：11-7.
- , 1930c, 「社会防衛としての断種の問題(二)」『脳』4(10)：11-21.
- , 1930d, 「社会防衛としての断種の問題(三)」『脳』4(12)：62-70.
- , 1931a, 「社会防衛としての断種の問題(四)」『脳』5(1)：61-71.
- , 1931b, 「社会防衛としての断種の問題(五)」『脳』5(2)：12-33.
- , 1931c, 「社会防衛としての断種の問題(六)」『脳』5(3)：12-27.
- , 1933, 「ノルウェー断種法草案とナチス断種法の比較検討(上)」『脳』7(12)：12-7.
- , 1933-1934, 「スウェーデン新断種法草案の批判」『民族衛生』3(4・5)：54-8.
- , 1934a, 「ノルウェー断種法草案とナチス断種法の比較検討(下)」『脳』8(1)：23-8.
- , 1934b, 「犯罪生物学の意義、方法及び目的に就いて」『犯罪学研究』1(3)：14-23.
- , 1934c, 「優生学的断種の問題的精神病的適応」『民族衛生』3(4・5)：29-38.
- , 1935a, 「結婚相談と結婚相談所の機構に就いて」『民族衛生』4(2)：3-42.
- , 1935b, 「結婚相談と結婚相談所の機構に就て(前承)」『民族衛生』4(3・4)：88-105.
- , 1935c, 「スカンディナヴィア三国の断種現行法」『民族衛生』4(3・4)：131-4.
- , 1935d, 「臨床精神病学と優生学」『民族衛生』4(5・6)：168-74.
- , 1935e, 「刑法と医学との連繫に就いて」『芸備医事』第40年(6)(465)：104-112.
- , 1936a, 「独逸に於ける優生運動の現状」『優生』1(1)：10-4.
- , 1936b, 「民族衛生学と断種問題」『優生』1(2)：2-11.
- , 1936c, 「北欧諸国における優生運動」『優生』1(4)：2-5.
- , 1936d, 「結婚相談に就いての希望」『優生』1(6)：2-5.
- , 1936e, 「刑事政策より見たる精神薄弱の問題」『形政』49(8)：22-34.
- , 1940, 『優生学の理論と実際——特に精神医学との関係に於て』南江堂.

著者名なし(日付順)

- 1924, 「断種法協議会」『民族衛生』3(4・5)：89.
- 1931, 「日本民族衛生学会第一回学術大会」『民族衛生』1(4)：113-5.
- 1932, 「日本民族衛生学会第2回学術大会」『民族衛生』2(4)：83.
- 1933, 「本会付属優生結婚相談所開始」『民族衛生』2(6)：87-9.
- 1933, 「民族衛生學會廣島支部發會式及び記念講演」『民族衛生』2(6)：89-91.

- 1933, 「結婚衛生展覧会の開催」『民族衛生』3(1): 74-5.
1933, 「日本民族衛生学会愛知支部発会式並彙報」『民族衛生』3(1): 75.
1935, 「本會記事」『民族衛生』4(5・6): 188.
1937, 「保健社会省の新設に就て」『内務時報』2(8): 10-6.
1938, 「厚生省の設置」『内務時報』3(1): 20-4.
1938, 「厚生省の断種法審議」『優生』3(3): 9.
1938, 「学術振興会の優生研究」『優生』3(3): 9-10.
1939, 「日本精神病院協会第八回総会」『内務厚生時報』4(12): 16-7.
1939, 「公立精神病院長会議」『内務厚生時報』4(12): 17.

参考文献

- 秋吉貴雄, 2007, 『公共政策の変容と政策科学——日米航空輸送産業における2つの規制改革』有斐閣.
——, 2012, 「政策学習論の再構築に向けて」『熊本大学社会文化研究』10: 1-16.
岡田靖雄, 2001, 「吉益脩夫——断種法をめぐる人びと(その4)」『日本醫史學雑誌』47(2): 413-5.
加藤雅俊, 2009, 「制度変化におけるアイディアの二つの役割」小野耕二編『構成主義的政治理論と比較政治』ミネルヴァ書房.
——, 2012, 『福祉国家再編の政治学的分析——オーストリアを事例として』お茶の水書房.
川人貞史, 1992, 『日本の政党政治 1890-1937 年——議会分析と選挙の数量化』東京大学出版会.
近藤康史, 2006, 「比較政治学における「アイディアの政治」——政治変化と構成主義」『年報政治学』57(2): 36-59.
鈴木善次, 1983, 『日本の優生学——その思想と運動の軌跡』三共出版.
副田義也, 2007, 『内務省の社会史』東京大学出版会.
高岡裕之, 2011, 『総力戦体制と「福祉国家」——戦時期日本の「社会改革」構想』岩波書店.
中田修, 1979, 「日本の精神医学 100 年を築いた人々——第 10 回吉益脩夫」『臨床精神医学』8(8): 81-92.
野間伸次, 1988, 「『健全』なる大日本帝国——国民優生法制定をめぐって」『ヒストリア』120: 43-65.
橋川文三, 1968, 「昭和超国家主義の諸相」『近代日本政治思想の諸相』未来社: 191-246.
平田勝政, 2004, 「日本における優生学の障害者教育・福祉への影響——知的障害を中心に」中村満紀男編著『優生学と障害者』明石書店: 629-54.
廣嶋清志, 1980, 「現代日本人政策史小論——人口資質概念をめぐって(1916—1930 年)」『人口問題研究』154: 46-61.
——, 1981, 「現代日本人口政策史小論 2——国民優生法における人口の質政策と量政策」『人口問題研究』160: 61-77.

- 藤野豊, 1993, 『日本ファシズムと医療——ハンセン病をめぐる実証研究』岩波書店.
- , 1998, 『日本ファシズムと優生思想』かもがわ出版.
- 升味準之輔, 1979, 『日本政党史論第5巻』東京大学出版会.
- 松原洋子, 1995, 「Ⅱ. 日本の優生学氏研究の動向」鈴木善次・松原洋子・坂野徹「展望 : 優生学史研究の動向Ⅲ——アメリカおよび日本の優生学に関する歴史研究」『科学史研究』Ⅱ(34) : 101-6.
- , 1997a, 「明治末から大正期における社会問題と『遺伝』」『日本文化研究所紀要』3 : 155-69.
- , 1997b, 「民族優生保護法案と日本の優生法の系譜」『科学史研究』36(201) : 42-50.
- , 1998a, 「戦時下の断種法論争——精神科医の国民優生法批判」『現代思想』26(2) : 286-303.
- , 1998b, 「中絶規制緩和と優生政策強化——優生保護法批判」『思想』886 : 116-36.
- , 2000, 「日本——戦後の優生保護法という名の断種法」米本昌平・松原洋子・棚島次郎・市野川容孝『優生学と人間社会——生命科学の世紀はどこへ向かうのか』講談社 : 169-236.
- 松村寛之, 2000, 「「国防国家」の優生学——古屋芳雄を中心に」『史林』83(2) : 272-302.
- 丸山真男, 1964, 「超国家主義の論理と心理」『現代政治の思想と行動』未来社 : 11-28.
- 山口定, 1979, 『ファシズム』有斐閣.
- 山之内靖・ヴィクター・コシュマー・成田龍一編, 1995, 『総力戦と現代化』柏書房.
- 横山尊, 2010, 「国民優生法成立の再検討——法律論議と科学啓蒙とのあいだ」『社会思想史研究』34 : 161-79.
- , 2015, 『日本が優生社会になるまで——科学啓蒙、メディア、生殖の政治』勁草書房.
- Aiko, Takeuchi-Demirci, 2018, *Contraceptive Diplomacy : Reproductive Policies and Imperial Ambitions in the United States and Japan*, Stanford University Press.
- Baumgartner, Frank R and Jones, Bryan D., 1991, Agenda Dynamics and Policy Subsystems, *The Journal of Politics*, 53(4) : 1044-74.
- Béland, Daniel, 2007, The social exclusion discourse : ideas and policy change, *Policy & Politics*, 35(1) : 123-39.
- , 2009, Ideas, institutions, policy change, *Journal of European Public Policy*, 16(5) : 701-18.
- Béland, Daniel and Cox, Robert, Henry, 2016, Ideas as coalition magnets : coalition building, policy entrepreneurs, and power relations, *Journal of European Public policy*, 23(3) : 428-45.
- Bennett, C. and Howlett, M., 1992, “The lessons of learning: reconciling theories of policy learning and policy change”, *Policy Sciences*, 25 : 275-94.
- Berman, Sheri, 2001, “Ideas, Norms, and Culture in political Analysis” *Comparative Politics*, 33(2) : 231-50.
- Blyth, Mark, 2003, Structures Do Not Come with an Instruction Sheet: Interests, Ideas,

- and Progress in Political Science, *Perspectives on Politics*, 1 : 695-706.
- Butler, Judith P., 1990, *Gender trouble : feminism and the subversion of identity*, New York : Routledge(=1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社.).
- Campbell, J.L., 2002 “Ideas, politics, and public policy” *Annual Review of Sociology*, 28 : 21-38.
- Etheredge, L.S.and Short, J, 1983, “Thinking about government learning”, *Journal of Management Studies*, 20 : 41-58.
- Frantz, Janet E.and Hajime Sato, 2005, “The fertile soil for policy learning” *Policy Science*, 38 : 159-76.
- Goldstein, J., 1993, *Ideas, Interests, and American Trade Policy*, Cornell University Press.
- Goldstein, Judith and Robert O.Keohane, 1993, “Ideas and Foreign Policy : An Analytical Framework” In Judith Goldstein and Robert O.Keohane, eds., *Ideas and Foreign Policy : An analytical Framework*, 3-30.
- Gordon, Andrew, 2007, Consumption, Leisure and the Middle Class in Transwar Japan, *Social Science Japan Journal*, 10(1) : 1-21.
- Greener, Ian, 2001, Social Learning and Macroeconomic Policy in Britain, *Journal of Public Policy*, 21(2) : 133-52.
- Haas, P.M., 1992, “Introduction : epistemic communities and international policy coordination” *International Organization*, 46 : 1-35.
- Hall, P.A., 1986, *Governing the Economy : The Politics of State Intervention in Britain and France*, Oxford University Press.
- , 1993, “Policy paradigms, social learning, and the state”, *Comparative Politics*, 23, 275-96.
- Hansen, Randall, and King, Desmond S., 2001, Eugenic Ideas, Political Interests, and Policy Variance : Immigration and Sterilization Policy in Britain and the U.S., *World Politics*, 53(2) : 237-63.
- , 2013, *Sterilization by the State Eugenics, Race, and the Population Scare in Twentieth-Century North America*, Cambridge University Press.
- Hay, Colin, 2002, *Political Analysis*, Palgrave.
- Hecl, H., 1974, *Modern Social Politics in Britain and Sweden*, Yale University.
- Immergut, Ellen M., 1990, “Institutions, Veto Points, and Policy Results : A Comparative Analysis of Health Care”, *Journal of Public Policies*, 10(4) : 391-416.
- Jenkins-Smith, Hank C.and Sabatier, Paul A., 1994, “Evaluating the Advocacy Coalition Framework”, *Journal of Public Policy*, 14 : 175-203.
- Kevles, Daniel J., 1985, *In the name of eugenics : genetics and the uses of human heredity*(=西俣総平訳, 1993, 『優生学の名のもとに——「人種改良」の悪夢の百年』朝日新聞出版.).

- Lasson, Oscar L., 2015, Using Post-Structuralism to Explore the Full Impact of Ideas on Politics, *Critical Review*, 27(2) : 174-97.
- Lindvall, Johannes, 2009, The real but limited influence of expert ideas, *World Politics*, 61(4) : 703-30.
- Lodge, M. and Wegrich, K., 2005, "Control over government : Institutional isomorphism and governance dynamics in German public administration", *Policy studies Journal*, 33 : 213-33.
- Mandelkern, Ronen and Shalev, Michael, 2010, Power and The ascendance of New Economic Policy Ideas : Lessons from the 1980s Crisis in Israel, *World Politics*, 62(3) : 459-95.
- Masae, Kato, 2009, *Women's Right ? : The Politics of Eugenic Abortion in Modern Japan*, Amsterdam University Press.
- Oliver J., Michael and Pemberton, Hugu, 2004, Learning and Change in 20th-Century British Economic Policy, *Governance : An institutional Journal of Policy, Administration, and Institutions*, 17(3) : 415-41.
- Pierson, Paul, 1996, "The new politics of the welfare states ?" *World Politics*, 48 : 143-79.
- Rose, 1991, "What is lesson-drawing", *Journal of Public Policy*, 11 : 3-30.
- Sabatier, P., 1988, "An advocacy coalition framework of policy change and the role of policy-oriented learning therein", *Policy Sciences*, 21, 129-68.
- Schmidt, A. Vivien, 2002, *The Future of European Capitalism*, Oxford University Press.
- , 2010, "Taking Ideas and Discourse Seriously : Explaining Change Through Discursive Institutionalism As the Fourth 'New Institutionalism'" *European Political Science Review*, 2 : 1-25.
- Smith, Katherine, 2013, "Institutional filters : the translation and re-circulation of ideas about health inequalities within policy", *Polity & Politics*, 41 : 81-100.
- Spektorowski, Alberto, and Ireni-Saban, Liza, 2014, *Politics of Eugenics : Productionism, Population, and National Welfare*, Routledge.
- Walsh, J.I., 2000, "When do ideas matter ? : Explaining the successes and failure of Thatcherite ideas", *Comparative Political Studies*, 33, 485-516.
- Weir, M. and Skocpol, T., 1985, "State structure and the possibilities for Keynesian responses to the great depression in Sweden, Britain, and the United States" in Evans, P.B., Rueschmeyer, D and Skocpol, T. eds, *Bringing the State Back In*, Cambridge University Press, 107-68.